足尾銅山観光トロッコ・復活したガソリンカー乗車体験・鉱石割り体験　申込書　　FAX番号 ：0288-26-4635

旅行条件に同意の上、下記コースに申し込みます。

コース	足尾銅山観光トロッコ・復活したガソリンカー乗車体験・鉱石割り体験 2011年 7月 30日 (土)
行　程	受付はAM9:15より足尾歴史館 足尾歴史館　…　足尾銅山観光 と 体験学習 (9:30～10:30)　(10:40～11:20)(11:25～12:15) ※ガソリンカー　※トロッコ　　※鉱石割り体験

代表者 氏名		性別	男・女	生年月日	年　　月　　日
住所				TEL	
				携帯TEL	
mail				FAX	
氏名		性別	男・女	生年月日	年　　月　　日
氏名		性別	男・女	生年月日	年　　月　　日
氏名		性別	男・女	生年月日	年　　月　　日

《最小催行人員》 10名 (定員30名)

≪参加費≫ 大人：￥3,800　こども：￥2,800
※子供は小学校高学年以上が対象です。
※参加費は当日集合場所の係員にお支払い下さい。
※資料代、ガイド代、入場料、保険料を含みます。
※集合場所までの交通費は含みません。

≪ご案内≫
- 添乗員は同行しません。現地ガイドがご案内します。
- お客さまの行為が団体駆動を妨げるおそれがあるとガイドが判断した場合、以降の参加をお断りする場合がございます。
- 参加希望の方は、実施の3日前15時までにTEL・FAX・メールにてお申込み下さい。
- 予約受付の返信をもって正式予約とさせて頂きます。

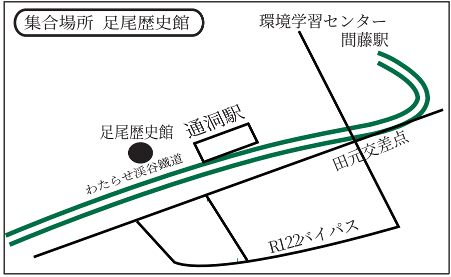

＿＿＿＿＿名様のご予約受付致しました。

予約担当者：

新関東観光㈱ 日帰り募集型企画旅行条件

（旅行業法第12条4に定める取引条件説明書面及び、同法第12条5に定める契約書面の一部となります。）

1、募集型企画旅行契約
この旅行は、新関東観光㈱(以下「当社」といいます)が企画し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。また、旅行契約の内容・条件は、各コースに記載されている条件のほか本旅行条件書、及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。
新関東観光㈱(栃木県知事登録旅行業第3-282号)栃木県日光市土沢1969-28

2、旅行のお申込み及び契約の成立時期
(1) 当社又は当社受託営業所（以下「当社ら」といいます）にて所定の申込書(以下単に「申込書」といいます)に所定の事項を記入のうえ、お申込みいただきます。
(2) 当社らは電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出をしていただきます。この期間内に申込書の提出がなされない場合、当社らはお申込みはなかったものとして取り扱う場合があります。
(3) 募集型企画旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し予約確認のご案内(FAX等を含む)をもって成立するものとします。

3、お申込み条件
(1) 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
(2) 旅行目的やお客さま層を特定した旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(3) 特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込時にお申出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、当社が講じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担とさせていただきます。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、ご参加をお断りさせていただく場合があります。
(4) お客さまがご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これに掛かる一切の費用はお客さまのご負担になります。
(5) お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(6) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

4、旅行代金のお支払い
旅行代金は旅行開始日の当日、受付又は係員にお支払い下さい。

5、旅行代金について
(1) 参加されるお客さまのうち、特に注釈のない場合、旅行開始日当日を基準に満12才以上の方はおとな代金、満6才以上12才未満の方はこども代金を適用します。但し、満3才以上6才未満の幼児で、運送機関の座席確保及び食事、宿泊施設の寝具等必要な場合はこども代金を適用します。
(2) 旅行代金には、以下のものが含まれています。（いずれも旅行日程に明示したもの）
①運送機関の運賃・料金　②宿泊代金　③食事代金　④観光に係る代金　⑤団体行動中の心付
⑥添乗員経費　⑦その他旅行代金に含まれる旨表示したもの
上記費用はお客さまのご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

6、旅行契約内容の変更
当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。

7、旅行代金の変更
当社は旅行契約締結後であっても、利用する運輸機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前にあたる日より前にお客様に通知します。

8、お客さまの交替
お客さまは、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料をいただく場合があります。

9、取消料
(1) 旅行契約の成立後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払い頂きます。(契約解除のお申し出は、お申し込みいただいた販売店の営業時間内にお受けします）また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客さまからは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

取消・変更日	取消・変更料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	日帰り旅行他
①21日目に当たる日以前の解除	無料
②20日目に当たる日以降の解除（③～⑧を除く）	無料
③10日目に当たる日以降の解除（④～⑧を除く）	旅行代金の 20%
④7日目に当たる日以降の解除（⑤～⑧を除く）	旅行代金の 30%
⑤旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
⑥旅行開始当日の解除	旅行代金の 50%
⑦無連絡不参加	旅行代金の100%
⑧旅行開始後の解除	旅行代金の100%

(2) お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を申し受けます。

10、当社による旅行契約の解除
①お客さまが第3項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日において旅行契約を解除する場合があります。このときは、第9項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。
a、お客さまが当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
b、お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
c、お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
d、お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
e、お客さまの人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前（日帰り旅行は3日目に当たる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。
f、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

11、添乗員
(1) 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
(2) 添乗員の行うサービス内容は、旅行を安全にかつ円滑に実施するために必要な業務といたします。よって旅行中は添乗員の指示に従って頂きます。
(3) 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。
(4) 個人型プランは添乗員等は同行いたしません。お客さまが旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客さまご自身で行っていただきます。

12、当社の責任及び免責事項
(1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客さまに損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
(2) 手荷物について生じた前(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度として賠償します。
(3) お客さまが次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は(1)の責任を負いません。
①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
②運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
③官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
④自由行動中の事故　⑤食中毒　⑥盗難
⑦運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮

13、特別補償
(1) 当社は第12項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の別紙特別補償規定により、お客さまが旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。当社が第12項（1）の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
(2) お客さまが募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客さまの故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、超軽量動力機搭乗、ハンググライダー搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。

14、お客さまの責任
(1) お客さまは、当社から提供された情報を活用し、お客さまの権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
(2) お客さまは、旅行開始後において、万一パンフレットに記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

15、旅程保証
(1) 当社は次表左欄に掲げる旅行内容の重要な変更が生じた場合は、第5項(3)で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客さまに対し支払います。
(2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は第5項(3)に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
(3) 当社は、お客さまの同意を得て金銭による変更補償金・損害補償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって保証を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	変更保証金の額＝ 1件につき下記の率×お支払い対象旅行金	
	旅行開始日前日までにお客さまに通知した場合	旅行開始日以降にお客さまに通知した場合
①パンフレットに記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレットに記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③パンフレットに記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が募集パンフレットに記載した等級及び設備のそれを下回った場合にかぎります。）	1.0%	2.0%
④パンフレットに記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレットに記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレットに記載した宿泊機関の客室種類、設備又は景観の変更	1.0%	2.0%
⑦上記の①～⑥に掲げる変更のうちパンフレットのツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1）1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。
注2）④又は⑤に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。
注3）⑦に掲げる変更については、①～⑥の料金を適用せず、⑦の料率を適用します。

16、「通信契約」を希望されるお客さまとの旅行条件
当社は、当社が提携するクレジット会社のカード会員（以下「会員」といいます）から、会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、旅行のお申込みを受ける場合があります。但し、当社が提携会社と無署名取扱いの加盟店特約を締結していない場合や、業務上の理由等で、当該取扱ができないこともあります。又、受託旅行業者によってはお取扱いできない場合があります。
通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。
(1) お申込みに際し、「カード名」、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カードの有効期限」等を、当社にお申出いただきます。
(2) 旅行契約は、電話によるお申込みの場合、当社がお申込を承諾した時に、その他の通信手段によるお申込みの場合は、当社が承諾する旨の通知がお客さまに到着した時に成立するものとします。
(3) 通信契約における「カード利用日」とは会員及び当社が旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は「契約成立日」、後者の場合は「契約解除のお申出があった日」となります。
なお、電話によるクレジットカードでのお支払いは、右記の時間のみお取扱いいたします。8:00～20:00

17、その他
(1) お客さまの怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客さまの不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客さまにご負担いただきます。
(2) お客さまのご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客さまの責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
(3) 土・日曜日、祝日やゴールデンウィーク又は夏休み期間等においては、道路渋滞により予定時間通りに運行できない場合があります。また、その他止むを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
(4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

18、旅行条件・旅行代金の基準
この旅行条件は2008年10月1日を基準としています。また、旅行代金算出は、2008年10月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

新関東観光株式会社
栃木県知事登録旅行業第3-282
〒321-1274 栃木県日光市土沢1969-28